

晴嵐学区体育協会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、晴嵐学区体育協会と称する。

第 2 条 本会は、晴嵐学区在住者をもって組織する。

第 3 条 本会事務所は、晴嵐市民センター内に置く。

第 2 章 目的及び行事

第 4 条 本会は、社会体育の発展とスポーツ活動の向上を図り学区民の健康増進に寄与することを目的とする。

第 5 条 本会は、第 4 条の目的を達成するため次の行事を行う。

- (1) 学区民の体育向上に関する各種運動競技の実施
- (2) 総合型地域スポーツクラブ活動の各種事業
- (3) その他晴嵐学区体育協会の目的達成に必要な事業

第 3 章 機 関

第 6 条 本会は、次の機関を置き会議は会長が招集する。

- (1) 体育委員総会 (2) 体育委員会 (3) 理事会 (4) 役員会

第 7 条 理事会は、会長より選任された理事若干名により構成する。その中より理事長を 1 名置く。

第 8 条 理事会は、本会の予算、事業計画、決算等運営に関する事項を審議し、その他緊急事項を決議する。

第 9 条 各町体育委員により、ブロック単位でブロック長 1 名を選出する。選出されたブロック長は、ブロック内の連絡事務等の任務を遂行する。

第 10 条 役員会は、本会の運営に関する事項を協議し、執行する。

第 4 章 役 員

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長：1 名 (2) 副会長：若干名 (3) 会計：1 名 (4) 事務局長：1 名
- (4) 事務局次長：2 名 (5) 副理事長：1 名 (6) 学校開放運営副委員長：1 名
- (7) 大津市スポーツ推進委員：1 名

第12条 本会の会長は、総会において選出し、他の役員は、会長がこれを選任する。
任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第13条 本会は、顧問、相談役、監事並びに技術指導員（専門部員）を若干名委託することができる。

第5章 会 計

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第15条 本会の経費は、助成金、補助金、寄付金、負担金、その他を以てこれに充当する。

第6章 表 彰

第16条 会員及び技術指導員で特に模範とするに足りる者、または社会体育向上に寄与する者に対し、役員会の審査の経た上、会長はこれを表彰する。

第7章 慶 弔

第17条 本会は、会員及び関係団体の慶弔に際し、役員会の承認を得て1万円相当の金額又はこれに相当する物品を贈呈する。

第8章 附 則

第18条 本会の会議は半数以上の出席を以て成立し、その半数以上の同意によりこれを決し、可否同数の時は会長がこれを決する。

本会の会則は昭和61年5月14日改正し施行する。

本会の会則は平成4年4月22日改正し施行する。

本会の会則は平成7年4月1日名称変更により会則の一部を変更する。

本会の会則は平成7年4月26日改正し施行する。

本会の会則は平成17年5月18日改正し施行する。

本会の会則は平成23年5月17日改正し施行する。

本会の会則は平成25年5月20日改正し施行する。

本会の会則は平成28年5月24日改正し施行する。